

第30回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成25年7月23日（火）16:00～18:15

中央合同庁舎2号館1階 国土交通省共用会議室3A, 3B

【出席者】

中川座長、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、山田委員、足立水管理・国土保全局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された新丸山ダム、川内沢ダム、有田川総合開発事業の検討結果について説明を受けるとともに、波積ダム、矢原川ダムの追加検討の結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・新丸山ダムについては、上流でのダム建設、砂防事業、砂利採取により、以前と比べてダムの堆砂量が小さくなってきていることは理解する。一方、海岸浸食や河床低下について、今後は本格的に検討する必要がある。
- ・新丸山ダムは丸山ダムの再開発と言えらると思う。既存のダム機能を発揮させたまま再開発する技術は世界一であると聞いており、国際協力の分野として有望である。
- ・点検の結果、事業費が増加したのはなぜか。基本計画の変更を何度かやってきた検証ダムは、検証で事業費の変更があまりなかったと思うが、一度、当初の計画と比較してもよいのではないか。

[新丸山ダムの事業費の増加理由について事務局より説明]

- ・川内沢ダムについて、宮城県の復旧の一環であるということであれば、津波等への防災対策も含めて総合的に検討したのか。

[当該流域では地盤沈下等に対応した堤防の整備などを実施しているとともに、ダム事業については従前からの計画を改めて点検し継続していくという方針であることを事務局より説明]

- ・広域的な地盤沈下への対応など施設整備的なものだけでなく、津波等を含めた防災に対するフィロソフィーが変わっており、ダム検証とは別の話ではあるが、これらを踏まえて河川整備計画について検討すべきではないか。

[場合によっては変更が必要になることもあるので県とよく相談する旨を事務局より説明]

- ・波積ダムについて、洪水到達時間を見直した結果、洪水調節容量が変更になったとのことだが、基本高水ピーク流量はなぜ変わらないのか。
[一般的に様々な洪水波形を対象に検討しているので、洪水調節容量と基本高水のピーク流量の決定洪水が同一のものになるわけではないことについて事務局より説明]
 - ・堆砂容量を近傍のダムの実績を踏まえて増加させているが、中国地方の一般的な計画比堆砂量と比べるとかなり安全側と感じた。
 - ・流水型ダムの堆砂計画を検討するに当たり、一次元河床変動計算は一般的な手法なのか。基準、マニュアル等を作成し、一律の手法で検討するのではなく、土砂の性質、雨の降り方などを踏まえ、個々のダムで一つ一つ検討すべき。
-
- ・波積ダム、矢原川ダムについては、輪中堤、宅地嵩上げ案（水防災案）についてしっかりと検討がされている。水防災案については、時間的な観点から見て実現性が困難なこと、また山間部の場合、農地へ一度浸水すると、耕土の流出、礫等の堆積により復旧が非常に困難であり、こういった地域の存在自体を脅かす問題であることが示され、どこにでも一律に適用できるものではないことがわかった。
-
- ・矢原川ダムのある三隅川流域は年超過確率 1/100 の水準を目指す一方で、人口、資産の集中する例えば鶴見川流域では 1/10 の水準を目指しており、どう考えるべきなのか一度議論すべきではないか。
 - ・三隅川については、洪水によって繰り返し甚大な被害を受け、その都度、再度災害防止のために計画を見直し、整備を進めているものであり、計画の雨の確率評価がたまたま 1/100 なだけで、地元の事情からすればやむを得ないものと推察される。
-
- ・有田川総合開発については、始まりは利水だったのが、環境の変化、時間の経過により中止に至ったと理解できる。
-
- ・中部地整の新丸山ダム、宮城県の川内沢ダムは「継続」という内容であった。島根県の波積ダム、矢原川ダムは「継続」という内容であったが、第 14 回の本有識者会議を踏まえ、追加検討した結果について説明があった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。
 - ・佐賀県の有田川総合開発は「中止」という内容であり、従来からの手順や手法等によって検討がなされた。これは、「中間とりまとめ」についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方に沿って検討されたものであると理解できる。